

別紙

(特定建築条件付き売買予定地用)

8	その他参考となるべき事項	<p>下記につき、確実に実行することを約します。</p> <p><input type="checkbox"/>当該土地について、農地転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、当該農地転用事業者又は当該農地転用者が指定する建設業者（建設業者が複数の場合を含む。次項同じ）と土地購入者が当該土地に建設する住宅について一定期間（おおむね3か月以内）に建築請負契約を締結します。</p> <p><input type="checkbox"/>農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建築業者と土地購入者が、前項の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約を解除します。</p> <p><input type="checkbox"/>＜※令和 年 月＞までに、農地転用許可に係る当該土地のすべてを販売することができないと判断した時は、販売することができなかった残余の土地に、自ら住宅を建築します。 ※については工程表と整合性をとって、記載すること。</p>
---	--------------	---